

評価基準

評価項目		評価基準	評価の視点
(1) 試験会場の確保		試験会場及び使用教室（以下「試験会場等」という。）の確保数、試験会場等を確保するに当たっての考え方	1 令和6年度並み以上の規模で試験会場等を確保しようとしているか。 2 試験会場として適当な施設であるか。 3 地域的なバランスを考慮しているか。 4 受験者数が令和6年度実績を上回った場合の対応について検討しているか。
(2) 試験案内の設置場所の確保		設置場所確保数及び確保にあたっての考え方（集客性、地域バランス、継続性等）	1 試験案内の設置場所を確保しようとしているか。 2 場所の確保に当たっては、利便性や集客性を考慮しているか。 3 地域的なバランスを考慮しているか。 4 設置場所の新規開拓を考えているか。
(3) 試験事務の運営体制	① 組織体制の整備	機構との協議や試験の事前準備のための組織体制及び責任体制	1 機構との協議や、試験の事前準備（試験会場確保、試験案内の配布及び受験申込受付を含む）を円滑に行うための組織体制となっているか。 2 責任体制が明確になっているか。
	② 個人情報管理への対応	情報流出などに対するセキュリティ対策	1 情報セキュリティに関する諸規定が整備されているか。 2 具体的なセキュリティ対策が実施されているか。 3 従事者に対するセキュリティ対策に係る研修体制が整備されているか。
	③ 受験者からの問い合わせ等への対応	受付事務等における問い合わせ及び苦情に対する対応	1 問い合わせに対応する体制が適正に整備されているか。 2 対応マニュアル等の作成、受付業務に係る研修体制が整備されているか。
	④ 試験監督員等要員の確保及び指導等	試験監督員等要員の確保の方法、確保数及び業務指導	1 試験監督員等要員の確保の方法が適正か。 2 令和6年度並みの試験監督員等要員を確保できる見込みはあるか。 3 受験者数の増加や試験会場数が増加した場合の対応策を考えているか。 4 試験監督の業務内容を理解し、適切な指導方法を講じられるか。
	⑤ 公正な試験の実施	公的資格試験を公正に実施するため、関係者の法令等遵守（コンプライアンス）の確保	1 関係法令の遵守に対する考え方、理解が適切かつ十分であるか。 2 必要な諸規定類が整備され、職員に周知徹底され遵守できる組織体制となっているか。 3 個人情報保護に関する考え方が確立しており、職員の研修に配慮する等、個人情報を適切に管理しながら協力機関業務を行う見込みがあるか。
(4) 国家資格試験（注1）及び法定講習会（注2）（以下「試験等」という。）を過去5年以内に実施した実績		試験等を過去5年以内に実施した実績	法人として過去5年間、試験等事務実施の実績があるか。ある場合、その実施形態はどのようなものか 1 試験等の実施機関として事務を実施（注3）。 2 試験等の実質的な事務を実施（注4）。 3 試験等の補助的な事務を実施（注5）。
(5) 宅建試験の実施に関するその他の提案		宅建試験の実施に関するその他の具体的な提案	宅建試験の実施に関して、受験者に対するサービスの向上等その他の具体的な提案がされているか。
(6) 組織の社会貢献	① 社会貢献活動の実績	これまでの組織の社会貢献活動の実施状況	1 社会貢献の実績があるか。 2 佐賀県内の宅建業の発展や宅地建物取引における消費者保護に資する社会貢献であったか。
	② 今後の社会貢献活動の予定	協力機関になった以降に予定する組織の社会貢献	1 協力機関としての事業の利益を使用して社会貢献事業を実施するか。 2 上記で実施する事業は佐賀県内の宅建業界や取引士の質的向上、宅地建物取引における消費者保護に資するものであるか。

- （注）1. 国家資格試験とは、「法令に基づいて、国や地方公共団体（以下「国等」という。）若しくは国等から委託・委任・指定等を受けた機関が実施する資格試験」をいう。
 2. 法定講習会とは、「国家資格を取得・更新するために、法令に受講を義務付けられた講習会」をいう。（試験の準備のために受講する任意の講習は該当しない。）
 3. 国等から試験等の実施について、法令に基づいて直接委託・委任・指定等を受けているもの。
 4. 試験等実施機関から直接委託を受け、試験等会場の確保・受付・試験等当日の事務等を行い、団体名を受験者・受講者に明示しているもの。
 5. 団体名を受験者・受講者に明示することなく試験等に協力しているもの。